（郵信省認可）　（本號六面）　明治二十三年三月十一日　（定價金二錢）

# 時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千五百九十號
明治廿三年三月十一日（辛卯）火曜日
書屋庚寅正月廿一日
月入午後五時十九分　日出午後五時十四分
月出午後八時十三分　日入午後六時十八分
滿潮午後八時二十三分　干潮午後二時十三分
（西暦一千八百九十年）

## 社告

日本人の服飾は其價幾許なりや東西の服飾各々異なり西洋貴婦人の贅沢を事とするものは一襲の衣服に數千金を費すものありと云ふ今、日本人の衣服にして男女を問はず一切日本產の品物を用ひ且つ毎常一様の服飾にして適當に身體に着け得べきもの紙入、煙管、煙草入、婦人帶留等に至るまで贅沢に贅沢を盡し何程の代價に達し得べきや廣く讀者の答案を待ち之を紙上に記載す可きに付答案者は其品物の價を一々明細に記して寄送せられたし但し婦人の髮飾籠甲珊瑚の類は日本品と雖ども新舶來のダイヤモンド、金時計の如きは之を算入せず

（前號の紙上に掲げたる社告は明瞭ならざる箇條もあるに付前文の如く更正す）

## 時事新報

### 夜會に芝居

宮中觀菊の宴を始まりて觀櫻の宴に終るものは東京交際社會の季節なり今日も其季節中を在りて貴顯豪商紳士の家に大小夜會の催はしあるは毎度見聞する所なれども本來日本夜會の趣向は西洋風を其儘に移して室内の飾飾、座間の餘興は申す及ばず參會の時間に至るまで總て他と眞似たる者あれば之れに慣れたる西洋人は自國の夜會を其儘に見て左まで珍らしきを感せず之れを慣れざる日本人は徒に窮屈殺風景なるを見て其興味の薄かなるを覺えず自他共に大に滿足せざるの内情あるは夜會の能事を盡くしたるものに非ざるが如し抑も西洋の夜會中シアレと云ひコンサルサセオサと云ふが如き男女交際の習慣を爲して婦人が談話の中心と爲り面白可笑しく語り合ふ西洋男女にみそ適すべけれ從來斯かる習慣あき日本の男女は興湧く又彼のボール即ち舞踏會の如き小兒らしく且つ武骨なる遊戯を悅ふ西洋男女には縁なる可けれど溫厚優美を旨とする日本の交際風に於ては少しく大人しからざるが如し左ればとて彼の倶樂部流の無禮講、喫煙音樂會の如き妙は即ち妙なれども西洋人中には來客を夫れ相應の爲人あり乍無禮く傳言の爲を演じ唱歌音樂レシチーション若くは手踊落語の類大に座興を盛ゆれども稠人廣座の其中にて日本の淑女紳士方を都々一端唄の注文を爲すは甚だ以て恐れあり特を嚴格の夜會などには御城所柄をも會釋せざる可らずかさ〳〵以て日本にて夜會多人數の餘興として男女雙方の氣に入るものは極めて稀なる可しと雖ども我輩は其趣向の一端として芝居を導くみと動ひるものなり今若し芝居を夜會を導き鹿鳴館以下の宴會所を平常小舞臺と備へ置きて主客の應對、來賓の歇話、立食喫茶の饗應も夫れ〳〵其終りを告げざる處にて扨て導を上くるの趣向と爲し芝居の種類は樣々ならんが先づは優美風流なるか或は諧謔酒然なるか要するに優雅閑陶なると避けて淑女紳士の好尚に投ずるようと欲し其向きの巧者が夜會的の狂言を樂しだらは芝居、手踊、能狂言其他種々の流儀を屬して之を小仕掛の舞臺に合せ優美溫雅なる名趣向も次第〳〵に出來すべく或は西洋芝居中前座の一幕物を仕組みて後方の數も至て少なき彼のフハース風の狂言を導く抔の工風も妙なるべく斯くて次第に其流行を致さば曾に夜會の興を助くるのみならず彼の芝居道に於て一派座敷風の流儀を開くことも爲る可し兎に角に今日の夜會にて餘興の趣向に窮するは毎度我輩の見聞する所にして一夕芝居を導きて大に喝采を得るともわらば忽ち其流行を見るとならん然るに爰に不都合あるは右等の席を役者を招くに從來種々の硝習ありて十人を雇はんとすれば二十人も三十人も供進れを引きて祝儀と云ひ心附と云ひ雇賃の分配に無量の混雜を見ると是なり役者の雇入に調れもなく餘分の費用を要するを於ては夜會の催主も乙甲に思ひて自然に斷念せざるを得ず是亦人事の常情なれば一方の芝居仲間に於ても能く此邊に機轉を運らし双方便宜の爲めに夫れ〳〵役者の組を作り例へば大番組は市川何々尾上何々を始めとして總數何人に就き一夜何程、中番組小番組は更に其役者の數を減じて凡ろ何程と直段附を定め此直段を外にして別を祝儀心附等を要せず之を雇ふに簡便にして夜會を芝居を導くと誠に容易なりとすれば日本男女の氣に入るもの孰れか芝居に若くものあらんや夜會芝居の評判を得て到る處に其催はしを見る可きは我輩の今より保證する所なり斯く云へば人或は說を爲して凡ろ夜會を催はして大勢の人を招待する者は貴顯豪商紳士の類、一口に金持連中なるが故に此人々が役者を雇ふに就きあらん云々の申分もあらんかなれども百萬圓の金持が其一圓を費して九十九萬九千九百九十九圓と爲るも常人百圓の費中より其一圓を失ふて九十九圓に減ずるも其一圓金を吝むの情は雙方毫も相違あきのみならず眞實金を大切にするは常人よりも寧ろ金持の方を多かる可きが故を今の芝居仲間の成行に任せて役者を雇ふを冥費を要し萬端不便勝なるを於ては富豪家夜會の趣向を棄て芝居の妙なるを縱見するも之を事實を行ふは極めて難なるとなる可し昔し獨逸に有名なる音樂師スポルなる者あり或る時倫敦ロスチャイルド家の創業家ナサンロスチャイルド氏（ナサンロスチャイルド氏は千八百十五年ナポレオン第一世ウオータルーに敗戰するを目擊し暴風雨を冒して倫敦に歸り英國公債證書を買占めて大に身を起したる人にして今のロスチャイルド男は其孫に當れり）を訪ひ當時獨逸フランクフルトを家したる伯兄ロスチャイルド氏の紹介狀を出して慇懃に最食を乞ひたるにナサンは手をヴボンの隱しに入れて金貨をカラ〳〵鳴しながら「音樂の儲は猶者一向存じ申さず此カラ〳〵が拙者の音樂で御座る」との一言に流石の音樂師も只茫然たりしとの奇談わるを見るも亦以て金持の胸懷を窺ふに足るべく芝居仲間の人々も略ぼ此邊の趣を解して成るべく役者の雇方を便にし貴顯豪商の宴會に毎々芝居の餘興を見るやうの都合と爲らば來賓の爲めにも役者の爲めにも又夜會の催主の爲めにも共に頗る妙なる可きあり

## 官報

### ○内務省訓令第七號

明治二十二年（六月）勅令第七十九號貴族院多額納稅者議員互撰規則取扱方左之通心得フルヘシ

第一條　貴族院令第六條ニ滿三十歲ニ達スル者ヲ指ス○第二條　互撰規則第一條ニ於テ本籍ヲ定メ住居トアルハ兼議院議員撰擧法施行規則第一條ニ多額ノ直接國稅トアルハ地租及土地又ハ工業商業ノ利益ヨリ生スル所得納稅額而已ヲ合算シテ名簿調製ノ期日（四月一日）前滿一年以上多額ノ直接國稅ヲ納メ仍引續キ納ムルモノヲ云フ○第四條　賣買讓與ニ依リ土地所有權移轉ノ場合ニ於テ其所有ノ年限及賣入地ノ地租及戶數人共有ノ土地ヨリ納ムル地租ノ計算方及互撰規則第三條ニ神官及諸宗ノ僧侶又ハ教師トアルハ凡テ兼議院議員撰擧法施行規則第三條第二項及同則第四條第五條第九條ノ例ニ異ナラス○第五條　貴族院令第六條ニ多額ノ直接國稅ヲ納ムル者トアル中ニハ華族（公侯爵ヲ除ク）ノ當主ヲモ包含ス○第六條　貴族院令第六條ニ云フ其撰ニ當リ勅任セラレタル者ハ其任期中納稅額ノ減スルコトアルモ同令第十條ノ場合ニアラサレハ其議員ノ資格ヲ失ハサルヘシ勿論ナリトス○第七條　互撰ニ關スル費用ハ府縣會費ノ支辨ニ屬ス

明治廿三年三月十日　内務大臣伯爵山縣有朋

内務省訓令第七號參照

勅令第十一號貴族院令（明治二十二年二月十一日）抄錄

第六條　各府縣ニ於テ滿三十歲以上ノ男子ニシテ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者十五人ノ中ヨリ一人ヲ互撰シ其撰ニ當リ勅任セラレタル者ハ七箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ其撰擧ニ關スル規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條　議員ニシテ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ身代限ノ處分ヲ受ケタル者アルトキハ勅命ヲ以テ之ヲ除名スヘシ

貴族院ニ於テ懲罰ニ由リ除名スヘキ者ハ議員ヨリ上奏シテ勅裁ヲ請フヘシ除名セラレタル議員ハ更ニ勅許アルニ非サレハ再ト議員トナルコトヲ得ス

勅令第七十九號貴族院多額納稅者議員互撰規則（明治二十二年六月五日官報）抄錄

第一條　貴族院令第六條ニ依リ貴族院議員ヲ互撰スル者ハ互撰名簿調製ノ期日ヨリ前滿一年以上其府縣内ニ於テ本籍ヲ定メ住居シ多額ノ直接國稅ヲ納メ仍引續キ住居シ及納稅スル者タルヘシ

第三條　神官及諸宗ノ僧侶又ハ教師ハ互撰人タルコトヲ得ス

### ○陸軍省訓令甲第二號

師團司令部
近衛府縣
徵兵令第十一條第三項ニ依リ六週間陸軍現役ニ服スル者ノ取扱左ノ通定ム

明治廿三年三月十日　陸軍大臣伯爵大山巖

第一項　官立府縣立師範學校ヲ卒業シ官立公立小學校ノ教職ニ在ル者ノ身幹尺度ヲ道廳府縣ニ於テ調査シ毎年五月一日迄ニ其族籍氏名ト共ニ師團司令部ニ通知シ同日以後ニ係ルモノハ其時期ニ通知ス可シ但官立小學校ノ教職ニ在ルモノハ其所屬長ヨリ四月二十日迄ニ族籍氏名及身幹尺度ヲ學校所在地廳府縣ニ通知シ同日以後ニ係ルモノハ其時々通知ス○第二項　師團司令部ニ於テハ入營ス可キ人員ヲ歩兵聯隊ニ配當シ入營前日迄ニ其聯隊所在地ニ召集シ身體檢査ヲ行ハシム可シ但身幹定尺ニ滿タサル者ハ召集スルヲ要セス」身體檢査ノ結例ハ一般徵兵ノ例ニ依ル○第三項　身體檢査ニ合格シタル者ト合格セサル者（身幹定尺ニ滿タサル者共）ヲ區分シ師團長ヨリ本籍ノ旅管徵兵官ニ通知ス可シ○第四項　旅管徵兵官前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ其合格セサル者ニハ國民兵證書ヲ附與ス可シ○第五項　前諸項ニ揭クルモノ、外ハ即管徵兵官ニ於テ適宜之ヲ定ム可シ

陸軍省訓令甲第二號參照

法律第一號徵兵令（明治二十二年一月二十二日官報）抄錄

第十一條第三項　滿十七歲以上滿二十六歲以下ニシテ官立府縣立師範學校ノ卒業證書ヲ所持シ官立公立小學校ノ教職ニ在ル者ハ大選擇徵軍現役ニ服セシム其服役ニ關スル費用ハ官給トス

### ○海軍省訓令第一號

府縣
海軍新兵入營ノ時私數鐵道條例第二十一條ニ依リ乘車セシムルトキハ徵兵ナル車賃分ヲ新兵受領委員ヨリ入營地マテノ乘車賃附添人ニ交附シ附添人ニ

明治廿三年三月十日

### ○海軍省告示第七號

書小野演造船所並ニ呉鎮守府造船部小野演分工場

明治廿三年三月十日

## 雜報

### ○横濱羅絲貿易事情（前號）

外商の掛引　外商は常に通じ居り騰貴するも下落を手にして種々の掛引をして頗る強かなり今外商の拜見を利用して掛引するにて手合出來たりとせば見を延引する其間には或は外國爲替相場上弗位にて同品の安直物を買入るヽに二百梱も三百梱買入るヽとも出來べきなり然るとも出來べきなり然るとも五十弗以上となるか或は直上げを申込み或は破談の多きは氣配の弱き徵なり爲めに引込の荷物を事由あり總じて市況の活潑位の品なり共我慢して時は少しのとにても小に惡ひべき掛引あり

在荷滯留金融必迫に乘じ迫する其譯は前日述べ絲には盡く爲替立替金横濱の銀行や商店の倉の立替金とするも都合あり而して此金は何處より入り來る金なれば絲なり斯く金融は必迫斷ざれば必迫の上にも必迫すれば東京も必迫此の時に當て外商は內易に買ひ入れず否な注も安直に非ざれば買入倒される譯にも行かざ白眼合となり雙方腰を未だ取はずと云ふ風情べきなれども其中には場へず弗々一駒振けの勝も我もと振駒けの勝負とあり遂ふ外商の爲め倒さるヽに至るなり右殆んど年々のみとにて外國爲替相場に依て掛に生絲相場に影響を及

SAFETYA N